

全国保健所長会「喫煙対策の推進に関する行動宣言 2019」

保健所は、地域保健の広域的、専門的かつ技術的拠点として、喫煙対策の推進について積極的な役割が期待されている。また、改正健康増進法（2018 年 7 月公布）に基づき、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するとともに、施設の管理権原者と相互に連携を図りながら協力するよう努めることが求められている。

そこで本会は、受動喫煙防止対策を含む喫煙対策を全国の保健所で推進するにあたっての基本方針や目標を示し、その達成に向けて積極的に行動することをここに宣言する。

< 基本方針 >

基本方針 1：全国保健所長会は、喫煙対策に関する保健所間の情報交換を推進する。

基本方針 2：保健所は、管轄区域の学校、医療施設、行政機関などの敷地内全面禁煙をめざす。

基本方針 3：保健所は、地域の喫煙対策の推進役となり、受動喫煙のないまちづくりをめざす。

< 数値目標 >

2021 年目標

保健所の敷地内全面禁煙の割合を 100%にする。（2019 年 67.9%）

病院の受動喫煙防止対策状況等の把握率を 100%にする。（2019 年 30.7%）

保健所から様々な施設、団体等への受動喫煙防止対策の働きかけの実施率を 100%にする。（2019 年 89.2%）

行動宣言に基づくアクションプラン

基本方針 1：全国保健所長会は、喫煙対策に関する保健所間の情報交換を推進する。

- ・地域保健の充実強化に関する委員会や地域保健総合推進事業を活用した改正健康増進法への保健所の対応状況に関する事業班において、以下の取り組みを実施する。
 - 1 国等の関係機関と連携し、先進諸国での喫煙対策の進捗状況を把握し、会員に情報提供する。
 - 2 改正健康増進法に基づいて各保健所が実施する受動喫煙防止対策の進捗状況をモニタリングし、会員間で情報共有する。
 - 3 近年急速に普及しつつある加熱式たばこ等の新型たばこの健康影響に関する情報把握に努め、速やかに会員に情報提供する。

基本方針 2：保健所は、管轄区域の学校、医療施設、行政機関などの敷地内全面禁煙をめざす。

- ・管内の第一種施設の受動喫煙対策の状況を把握し、特定屋外喫煙場所を設置している施設については、敷地内全面禁煙になるよう働きかける。
- ・保健所、又は施設内に保健所を有する施設は、敷地内全面禁煙を目指す。

基本方針 3：保健所は、地域の喫煙対策の推進役となり、受動喫煙のないまちづくりをめざす。

- ・喫煙対策に関する情報センター機能を積極的に担い、改正健康増進法に基づく受動喫煙防止対策を適切に実施するための情報を関係機関・団体へ積極的に提供する。
- ・管内の市町村が実施する喫煙対策について情報共有の場を設けるとともに、広域的に対応すべき課題については保健所が積極的に課題解決に向けた取り組みを推進する。
- ・出前・出張講座などを活用して学校での喫煙防止教育、受動喫煙防止対策等を支援する。
- ・地域・職域連携推進協議会などを通じて職場での受動喫煙防止対策の推進を地域の課題として取り上げるとともに、禁煙教育、禁煙相談等への支援を行う。
- ・薬事、食品衛生、環境衛生等の日常業務で関わる施設（薬局、飲食店、ホテル、公衆浴場、劇場等）に対して、受動喫煙防止対策や禁煙推進に関する情報提供を行うとともに、立入等の機会を利用して状況の把握と適切な指導を実施する。